

令和 5 年度 千葉支部事業計画（案）について

目次

- ・ 令和5年度 千葉支部事業計画（案）の概要 ······ P 2
- ・ 令和5年度 千葉支部事業計画（案） ······ P 5
- ・ 令和5年度 千葉支部事業計画（案）における
KPI（重要業績評価指標）一覧表 ······ P23

※千葉支部事業計画（案）において、国の施策が関係する項目には「重要度：高」、現状や直面する課題等から困難度が高いと合理的に判断できる項目には「困難度：高」を設定している（協会けんぽ本部において設定している）。

《「重要度：高」、「困難度：高」を設定した項目》

(基盤的保険者機能関係)

- ・ 健全な財政運営
- ・ サービス水準の向上
- ・ 効果的なレセプト内容点検の推進
- ・ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進
- ・ オンライン資格確認の円滑な実施
- ・ 業務改革の推進

(戦略的保険者機能関係)

- ・ 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
- ・ 特定保健指導の実施率及び質の向上
- ・ 重症化予防対策の推進
- ・ コラボヘルスの推進
- ・ ジェネリック医薬品の使用促進
- ・ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信
- ・ 調査研究の推進

令和5年度 千葉支部事業計画（案）の概要

令和5年度事業計画の位置づけ

- 令和3年度からスタートした保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、保険者機能強化アクションプラン（第5期）の目標を達成できるよう、令和5年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

（1）基盤的保険者機能

【主な重点施策】

●健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点から健全な財政運営に努める
- ・ 第4期都道府県医療費適正化計画策定期階からの積極的関与及び意見発信

●サービス水準の向上

- ・ 現金給付のサービススタンダード（10日間）の遵守
- ・ 郵送申請の促進と相談体制の整備
- ・ サービス向上の取組の推進

●現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務処理手順に基づく適正審査
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な履行
- ・ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

●効果的なレセプト内容点検の推進

- ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づく内容点検の推進
- ・ 効果的かつ効率的な資格・外傷点検の実施

●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進

- ・保険証未返納者への電話催告等の強化
- ・返納金債権の早期回収の強化
- ・保険者間調整及び法的手続きの実施による返納金債権の回収率の向上

●業務改革の推進

- ・業務の標準化・効率化・簡素化の推進
- ・職員の意識改革及び柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底による生産性の向上
- ・電話及び窓口相談体制の整備・強化並びに相談業務の品質の向上

(2) 戰略的保険者機能

【主な重点施策】

●特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・健診等自己負担軽減を契機とした関係団体との連携による受診勧奨等の実施
- ・健診・保健指導カルテ等を活用した効果的・効率的な受診勧奨の実施
- ・地方自治体と連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大

●特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・健診当日の初回面談実施機関の拡充
- ・保健師の質の向上
- ・保健指導対象者への指導案内率の向上

●重症化予防対策の推進

- ・外部委託による二次勧奨の確実な実施
- ・千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則した取組の実施

●コラボヘルスの推進

- ・健康宣言のプロセス及びコンテンツの標準化を踏まえた宣言事業所に対する健康づくり事業の推進
- ・関係団体等との連携強化
- ・事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進

●広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・全支部共通の広報資材の積極的活用
- ・健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組強化

●ジェネリック医薬品の使用促進

- ・加入者に対するジェネリック医薬品軽減額通知
- ・「医療機関・薬局向け見える化ツール」等を活用した医療機関・薬局に対する働きかけの強化
- ・関係団体との協力連携したオール千葉体制の取組の推進

●地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

- ・地域医療構想調整会議等におけるデータ等を活用した効果的な意見発信
- ・県における医療計画及び医療費適正化計画の次期計画の策定に向けて積極的な意見発信

●調査研究の推進

- ・医療費適正化等に向けて医療費や健診結果の地域差の要因分析の実施
- ・保険者協議会や地方自治体と連携した医療費や健診結果の地域差の要因分析や共同事業の検討
- ・外部有識者の知見を活用した調査研究等の検討

(3) 組織・運営体制の強化

【主な重点施策】

●OJTを中心とした人材育成

- ・管理者のマネジメント能力や職員のデータ分析能力を高め、組織基盤を底上げ

●コンプライアンス及びリスク管理の徹底

- ・「個人情報保護月間・コンプライアンス強化月間」による法令等規律遵守の徹底
- ・大規模自然災害発生時に備えた組織整備及び訓練の実施

●費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・調達における競争率を高めるため一括応札案件の減少に努める
- ・職員一人一人がコスト削減意識を持ち、経費削減に努める

令和5年度 千葉支部事業計画（案）

新（令和5年度）	旧（令和4年度）
<p>（1）基盤的保険者機能関係</p> <p>1. 健全な財政運営</p> <p>○中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>○今後、<u>更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</u></p> <p>○<u>医療費適正化等の努力を行うとともに、各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。特に、令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。</u></p> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約<u>250</u>万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回</p>	<p>（1）基盤的保険者機能関係</p> <p>1. 健全な財政運営</p> <p>○中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>○今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</p> <p>○各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約<u>240</u>万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回</p>

るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

2. サービス水準の向上

- 現金給付のサービススタンダード（10日間）の遵守。
- 郵送申請の促進と相談体制の整備を行う。
- お客様満足度調査等を踏まえたサービス向上の取組の推進を図る。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

2. サービス水準の向上

- 現金給付のサービススタンダード（10日間）の遵守
- 郵送申請の促進
- お客様満足度調査等を踏まえたサービス向上の取組の推進

- KPI : ①サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.4%以上とする

3. 限度額適用認定証の利用促進

- 事業主、健康保険委員を通じた限度額適用制度に関する積極的な広報を行う。

- 医療機関等との申請書配置にかかる連携強化を図る。

4. 現金給付の適正化の推進

- 標準化した業務処理手順に基づく適正な審査を行う。
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整を適正に履行する。
- 不正申請が疑われる事案の重点審査と給付適正化PTによる対応を行う。

○柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。

- KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

5. 効果的なレセプト内容点検の推進

- レセプト内容点検効果向上計画に基づいた内容点検の推進

- KPI : ①サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.4%以上とする

3. 限度額適用認定証の利用促進

- 事業主、健康保険委員を通じた限度額適用制度に関する積極的な広報

- 医療機関等との申請書配置にかかる連携強化

4. 現金給付の適正化の推進

- 標準化した業務処理手順に基づく適正な審査
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な履行
- 不正申請が疑われる事案の重点審査と給付適正化PTによる対応

8~9 頁 旧 6.より

5. 効果的なレセプト内容点検の推進

- レセプト内容点検効果向上計画に基づいた内容点検の推進

○効果的かつ効率的な資格・外傷点検の実施

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率
（※）について対前年度以上とする

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

7頁 新4.に統合

○効果的かつ効率的な資格・外傷点検の実施

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

（※）電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

6. 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

○多部位かつ頻回受診及び過剰受診（所謂「部位ころがし」）の加入者に対する文書照会の強化

○柔道整復施術受診にかかる正確な知識の普及

<p style="text-align: right;">7 頁 新 4.に統合</p> <p><u>6. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</u></p> <p>○被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を早期に実施する。</p> <p>○未返納の多い事業所データを活用し、保険証の早期返納を徹底する。</p> <p>○返納金債権の早期回収に取組むとともに、保険者間調整の効果的な実施、及び費用対効果を踏まえた法的手手続きの実施により、返納金の回収率向上を図る。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p>	<p>○不正申請が疑われる事案の速やかな厚生局への情報提供</p> <p>■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p><u>7. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</u></p> <p>○未回収保険証の文書、電話催告等の着実な実施</p> <p>○保険証適正使用の広報の実施</p> <p>○債権管理を徹底し、優先度に応じた対応の推進</p> <p>○保険者間調整の効果的かつ積極的な活用</p> <p>【困難度：高】</p> <p>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p>
---	---

	<p>また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>■ KPI : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</p> <p><u>7. 被扶養者資格の再確認の徹底</u> ○被扶養者資格確認業務及び未提出事業所に対する催告業務を確実に実施する。</p> <p>■ KPI : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</p> <p><u>8. 被扶養者資格の再確認の徹底</u> ○被扶養者資格確認業務の確実な実施</p>
--	--

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする

8. オンライン資格確認の円滑な実施

○「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和4年6月7日閣議決定）においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

9. 業務改革の推進

○マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底及び業務の標準化・効率化・簡素化を推進する
○職員の意識改革の促進及び業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底による生産性向上を図る。
○相談業務の標準化及び品質向上に向け、受電体制及び窓口体制の整備・強化を推進する。
○新業務システム（令和5年1月導入）の効果の最大化に向け、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする

9. オンライン資格確認の円滑な実施

○「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の周知・広報を実施する。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

10. 業務改革の推進

○マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底及び業務の標準化・効率化・簡素化の推進
○職員の意識改革の促進及び業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化による生産性向上

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

<p>(2) 戰略的保険者機能関係</p> <p>1. 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第③期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：<u>420,560</u>人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 <u>64.2%</u>（実施見込者数：<u>270,000</u>人） ・事業者健診データ 取得率 <u>8.2%</u>（取得見込者数：<u>34,360</u>人） ○生活習慣病予防健診実施機関の拡充を図る。 ○健診・保健指導カルテを使用した効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ○事業者健診データの取得勧奨を行う。 ○初めて健診対象の年齢を迎える加入者への意識付けを図る。 	<p>(2) 戰略的保険者機能関係</p> <p>1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第③期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇被保険者（40歳以上）（実施対象者数：<u>417,092</u>人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 <u>62.3%</u>（実施見込者数：<u>260,000</u>人） ・事業者健診データ 取得率 <u>7.0%</u>（取得見込者数：<u>29,000</u>人） ○生活習慣病予防健診実施機関の拡充 ○健診・保健指導カルテを使用した効果的・効率的な受診勧奨 ○事業者健診データの取得勧奨 ○初めて健診対象の年齢を迎える加入者への意識付け
--	--

■ 被扶養者（実施対象者数：108,290人）
・特定健康診査 実施率 36.4%（実施見込者数：39,400人）
○協会けんぽ主催のオプショナル集団健診を実施する。
○地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。
○GIS（地理情報）等を活用した受診勧奨を行う。

【健診実施率合計】

被保険者+被扶養者（実施対象者数：528,850人）
実施率 65.0%（実施見込者数：343,760人）

■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 64.2%以上とする
② 事業者健診データ取得率を 8.2%以上とする
③ 被扶養者の特定健診実施率を 36.4%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

◇被扶養者（実施対象者数：106,965人）
・特定健康診査 実施率 33.7%（実施見込者数：36,000人）
○協会けんぽ主催のオプショナル集団健診の実施
○地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大
○GIS（地理情報）等を活用した受診勧奨

【健診実施率合計】

被保険者+被扶養者（実施対象者数：524,057人）
実施率 62.0%（実施見込者数：325,000人）

■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 62.3%以上とする
② 事業者健診データ取得率を 7.0%以上とする
③ 被扶養者の特定健診実施率を 33.7%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

<p>【困難度：高】</p> <p>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第<u>3</u>期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>■被保険者（特定保健指導対象者数：<u>62,089</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率 <u>35.6%</u>（実施見込者数：<u>22,100</u>人） <p>○特定保健指導実施機関等の拡充を図る。</p> <p>○保健師の質の向上を図る。</p> <p>○当日保健指導の実施機関の拡充を図る。</p> <p>○ICT（情報通信技術）を活用した特定保健指導による利便性の向上を図る。</p> <p>○<u>特定保健指導対象者への指導実施案内率の向上を図る。</u></p> <p>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：<u>3,704</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 <u>16.2%</u>（実施見込者数：<u>600</u>人） <p>○集団方式での健診を特定保健指導のセットにより実施する。</p> <p>○特定保健指導実施機関等の拡充を図る。</p> <p>○保健師の質の向上を図る。</p>	<p>【困難度：高】</p> <p>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。</p> <p><u>なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</u></p> <p>◇被保険者（特定保健指導対象者数：<u>59,245</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率 <u>28.3%</u>（実施見込者数：<u>16,750</u>人） <p>○特定保健指導実施機関等の拡充</p> <p>○保健師の質の向上</p> <p>○当日保健指導の実施機関の拡充</p> <p>○ICT（情報通信技術）を活用した特定保健指導による利便性の向上</p> <p>◇被扶養者（特定保健指導対象者数：<u>3,384</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率 <u>14.8%</u>（実施見込者数：<u>500</u>人） <p>○集団方式での健診と特定保健指導のセットによる実施</p> <p>○特定保健指導実施機関等の拡充</p> <p>○保健師の質の向上</p>
--	--

<p>【特定保健指導実施率合計】</p> <p>被保険者＋被扶養者（実施対象者数：<u>65,793</u>人） 実施率<u>34.5%</u>（実施見込者数：<u>22,700</u>人）</p> <p>■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を<u>35.6%</u>以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を<u>16.2%</u>以上とする</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 <u>5,910</u>人 ○外部委託による二次勧奨を確実に実施する。 ○医師会との連携による CKD（慢性腎臓病）疑い者への受診勧奨を行う。</p> <p>■糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ○千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則って取組を実施する。 ○健診実施機関及び腎臓専門医療機関との連携を図る。</p> <p>■ KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を</p>	<p>【特定保健指導実施率合計】</p> <p>被保険者＋被扶養者（実施対象者数：<u>62,629</u>人） 実施率<u>27.5%</u>（実施見込者数：<u>17,250</u>人）</p> <p>■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を<u>28.3%</u>以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を<u>14.8%</u>以上とする</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>◇未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 <u>3,523</u>人 ○外部委託による二次勧奨の確実な実施 ○医師会との連携による CKD（慢性腎臓病）疑い者への受診勧奨</p> <p>◇糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ○千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則った取組の実施 ○健診実施機関及び腎臓専門医療機関との連携</p> <p>■ KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を</p>
--	--

13.1%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

○健康経営の普及促進及び健康な職場づくり宣言事業所の拡大を図る。
○健康な職場づくり宣言事業所に対する充実したフォローアップの実施
及び宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス（事業所カルテ活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）の標準化を踏まえた、事業主と連携した事業所における加入者の健康づくりを推進する。

○関係団体との連携強化を図る。

○保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■KPI：健康宣言事業所数を1,130事業所（※）以上とする

(※)標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言へ

12.4%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

○健康経営の普及促進及び健康な職場づくり宣言事業所の拡大
○健康な職場づくり宣言事業所に対する充実したフォローアップの実施

○関係団体等との連携強化

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。

また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■KPI：健康宣言事業所数を920事業所以上とする

の更新が見込まれる事業所数

2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- 健康保険制度や協会けんぽの取組内容について、全支部共通広報資料（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、各種広報媒体による分かりやすくタイムリーな情報発信を行う。
- 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組の強化を行う。

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 40.0%以上とする

3. ジェネリック医薬品の使用促進

- ジェネリックカルテ等により重点的に取り組むべき課題を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。
- 「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用した医療機関や調剤薬局に対する働きかけを強化する。
- 関係団体等との協力連携を強化し、統一感を持った広報を展開しオール千葉体制の取組を推進する。
- 安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることやジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、県の審議会等における積極的な意見発信を行う。
- 加入者に対しジェネリック医薬品の理解度向上のため、各種広報を積極

2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- 健康保険制度や協会けんぽの取組内容について、各種広報媒体による分かりやすくタイムリーな情報を発信
- インターネット等を利用した新たな情報提供体制を構築
- 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組の強化

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 37.0%以上とする

3. ジェネリック医薬品の使用促進

- ジェネリックカルテ等により阻害要因を明確にし、医療機関や調剤薬局に対する働きかけを強化
- 関係団体等との協力連携を強化し、統一感を持った広報を展開しオール千葉体制の取組を推進
- 安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進しているか確認しつつ、使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、県の審議会等における積極的な意見発信
- 加入者に対しジェネリック医薬品の理解度向上のため、ジェネリック医

的に実施するほか、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布などにも着実に取り組む。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする

（※） 医科、DPC、歯科、調剤

4. インセンティブ制度の着実な実施

○インセンティブ制度の仕組や意義の理解を深める周知広報を実施する。

薬品軽減額通知や希望シールの配布などにも着実に取り組む。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする

（※） 医科、DPC、歯科、調剤

4. インセンティブ制度の周知

○インセンティブ制度の仕組や意義の理解を深める周知広報を実施

【重要度：高】

	<p><u>協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂 2015」や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</u></p> <p>5. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <p>○現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく県での進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和5年度に行われる県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。</p> <p>○地域における効率的かつ充実した医療提供体制の構築に向けて医療費分析を行い、地域の課題を明らかにするとともに、各種会議において被用者保険の保険者の立場から、<u>医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入出状況等）や国・県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信や取組の企画・立案を図る。</u></p> <p>○医療データの分析結果等を活用しながら<u>「上手な医療のかかり方」について</u>関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>5. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <p>○医療費分析を行い、地域の課題を明らかにするとともに効果的な取組の企画・立案を図る</p> <p>○地域における効率的かつ充実した医療提供体制の構築に向けて、各種会議において被用者保険の保険者の立場から意見を発信</p> <p>○医療データの分析結果等を活用しながら関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対する効果的な働きかけを行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p>
--	---

■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

6. 調査研究の推進

○医療費適正化等に向けて医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用して医療費や健診結果の地域差について、自支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析を行う。

○協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、都道府県、市町村等と連携した医療費や健診結果の地域差の要因分析や共同事業の検討を行う。

○医療費適正化に向けて、エビデンスに基づいた事業の実施につなげるための、外部有識者の知見を活用した調査研究等の検討を行う。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に

■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

6. 調査研究の推進

○都道府県、市町村等と連携した医療費等の分析や共同事業の実施の検討

○医療費適正化の施策等の検討のための外部有識者を活用した調査研究等の実施

○調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信

関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。

(3) 組織・運営体制関係

1. OJTを中心とした人材育成

○管理者のマネジメント能力や職員のデータ分析能力を高め、組織基盤の底上げを図る。

2. コンプライアンス及びリスク管理の徹底

○支部独自の「個人情報保護・コンプライアンス強化月間」による法令等規律遵守を徹底する。

○個人情報保護や情報セキュリティを適切に管理する。

○大規模自然災害発生時に備えて組織整備および訓練を実施する。

3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

○調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。

○職員一人一人がコスト削減意識を持ち、経費削減に努める。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

(3) 組織・運営体制関係

1. OJTを中心とした人材育成

○管理者のマネジメント能力や職員のデータ分析能力を高め、組織基盤の底上げを図る

2. コンプライアンス及びリスク管理の徹底

○法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

○個人情報保護や情報セキュリティの適切な管理

○大規模自然災害発生時に備えた訓練の実施

3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

○調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

令和5年度 千葉支部事業計画（案）におけるKPI（重要業績評価指標）一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

事業計画重点事項	R5年度KPI（重要業績評価指標）	参考		担当G
		R4年度KPI	R3年度実績	
1. 健全な財政運営	※KPIの設定なし	-	-	企画総務G
2. サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を <u>100%</u> とする	100%	100%	業務G
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>96.4%以上</u> とする	96.4%以上	96.3%	
3. 限度額適用認定証の利用促進	※KPIの設定なし	-	-	
4. 現金給付の適正化の推進	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について <u>対前年度以下</u> とする	対前年度以下	0.91%	
5. 効果的なレセプト内容点検の推進	①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について <u>対前年度以上</u> とする (※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 / 協会けんぽの医療費総額	対前年度以上	0.409%	レセプトG
	②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対 <u>前年度以上</u> とする	対前年度以上	7,739円	
6. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を <u>対前年度以上</u> とする	対前年度以上	80.99%	
	② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を <u>対前年度以上</u> とする	対前年度以上	41.27%	
7. 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>94.0%以上</u> とする	93.4%以上	90.3%	業務G
8. オンライン資格確認の円滑な実施	※KPIの設定なし	-	-	企画総務G
9. 業務改革の推進	※KPIの設定なし	-	-	業務G

2. 戰略的保険者機能関係

事業計画重点事項	R5年度KPI（重要業績評価指標）	参考		担当G
		R4年度KPI	R3年度実績	
1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施				
i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診実施率を <u>64.2%以上</u> とする	62.3%以上	58.6%	保健G
	② 事業者健診データ取得率を <u>8.2%以上</u> とする	7.0%以上	3.5%	
	③ 被扶養者の特定健診実施率を <u>36.4%以上</u> とする	33.7%以上	24.4%	
	①被保険者の特定保健指導の実施率を <u>35.6%以上</u> とする	28.3%以上	15.3%	
ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上	②被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>16.2%以上</u> とする	14.8%以上	2.7%	企画総務G
	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>13.1%以上</u> とする	12.4%以上	9.6%	
iii) 重症化予防対策の推進	健康宣言事業所数を <u>1,130事業所（※）以上</u> とする ※標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言の更新が見込まれる事業所数	920事業所以上	738事業所	
iv) コラボヘルスの推進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>40.0%以上</u> とする	37.0%	34.6%	
2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で <u>対前年度以上</u> とする ※医科、DPC、歯科、調剤	対前年度以上	80.8%	企画総務G
3. ジェネリック医薬品の使用促進	※KPIの設定なし	-	-	
4. インセンティブ制度の着実な実施	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を <u>実施</u> する	実施	実施	
5. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	※KPIの設定なし	-	-	
6. 調査研究の推進				

3. 組織体制関係

事業計画重点事項	R5年度KPI（重要業績評価指標）	参考		担当G
		R4年度KPI	R3年度実績	
1. OJTを中心とした人材育成	※KPIの設定なし	-	-	企画総務G
2. コンプライアンス及びリスク管理の徹底	※KPIの設定なし	-	-	
3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一括応札案件の割合について <u>20%以下</u> とする。	20%以下	11.2%	